

人事委員会年報

平成30年度

山形県人事委員会

目 次

I 人事委員会

1	人事委員会	1
2	人事委員会会議	1
	(1) 人事委員会会議の開催	1
	(2) 人事委員会の議決事項等	2
3	条例に対する意見	9
4	人事委員会規則の設定、改正及び廃止	10
5	人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止	11

II 事務局、各業務の状況

1	事務局	
	(1) 組織及び職員数	12
	(2) 事務分掌	12
	(3) 事務局職員の配置	13
	(4) 平成30年度予算の状況	14
2	給与関係業務	
	(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告	15
	(2) 承認及び協議	23
	(3) 支払監理	24
3	任用関係業務	
	(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）	25
	(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）	31
	(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験	33
	(4) 警察官採用試験	34
	(5) 採用選考	40
4	審査関係業務	
	(1) 勤務条件に関する措置要求	42
	(2) 不利益処分に関する審査請求	42
	(3) 職員の苦情相談制度	43
5	監理関係業務	
	(1) 管理職員等の範囲改正	44
	(2) 職員団体の登録	45
	(3) 労働基準監督機関としての職権行使	48
	(4) 承認及び協議	51
6	公平委員会の事務委託関係業務	
	(1) 委託状況	52
	(2) 委託事務処理に要した経費	52

I 人事委員会

1 人事委員会

人事委員会の委員長及び委員は次のとおりである。

(平成31年4月1日現在)

職名	氏名	委員就任年月日	任期	備考
委員長	安孫子 俊彦	平成19年6月29日	3期	平成22年7月9日委員長就任 平成27年6月29日委員長再任
委員	廣居 安子	平成25年7月13日	2期	平成29年7月13日再任
委員	齋藤 豊	平成30年7月9日	1期	

2 人事委員会会議

(1) 人事委員会会議の開催

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開催した会議は27回である。

会議に付された議案件数は次表のとおりで、全議案について議決した。

任命権者	件数	任命権者	件数
知事	9	内水面漁場管理委員会	0
議会	3	教育委員会	5
選挙管理委員会	0	警察本部	4
監査委員	0	企業局	0
人事委員会	52	病院事業局	2
海区漁業調整委員会	1	計	76

※会議に付された議案は66件であるが、一の議案に複数の任命権者が関係する場合があります、各々計上している。

(2) 人事委員会の議決事項等

開催年月日	議案及び協議事項等
第2130回 (30.4.10)	議案 1 平成30年度山形県警察官採用試験の実施について 報告 1 派遣先団体への職員等派遣状況について(平成30年4月1日現在) 2 平成29年度職員苦情相談の処理状況について
第2131回 (30.4.25)	議案 1 平成30年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について 2 平成30年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施について 3 平成30年度山形県市町村立学校事務職員採用試験の実施について 4 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る再答弁書の提出について ○ 懲戒処分及び分限処分に係る審査請求(平成30年2月13日:市町村事案) 報告 1 平成30年職種別民間給与実態調査の実施について 2 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る反論書について
第2132回 (30.5.28)	議案 1 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部改正について ○ 平成30年度組織改編に伴う委託地方公共団体の管理職員等の範囲の見直し 報告 1 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る再答弁書について
第2133回 (30.6.18)	議案 1 意見の聴取について ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 ・ 夜間看護業務に従事する職員の特殊勤務手当の額の引上げ等 2 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る釈明書の提出について
第2134回 (30.7.4)	報告 1 平成30年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者の決定について
第2135回 (30.7.19)	議案 1 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)関係通知の一部改正について

開催年月日	議案及び協議事項等
	<p>○ 単身赴任手当の支給要件の拡大</p> <p>2 平成30年度山形県職員採用試験（短大卒業程度）の実施について</p> <p>3 平成30年（審）第1号審査請求事案に係る書証の採否について</p> <p>報告</p> <p>1 平成30年度山形県警察官A採用試験第1次試験合格者の決定について</p> <p>2 平成30年（審）第1号審査請求事案に係る釈明書について</p>
<p>第2136回 (30.8.20)</p>	<p>議案</p> <p>1 平成30年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)最終合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 平成29年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)採用候補者名簿の失効について</p> <p>報告</p> <p>1 平成30年人事院勧告の概要について</p>
<p>第2137回 (30.8.28)</p>	<p>報告</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る基礎資料について</p>
<p>第2138回 (30.9.10)</p>	<p>議案</p> <p>1 平成30年度山形県警察官A採用試験最終合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度山形県警察官A採用試験採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 平成29年度山形県警察官A採用試験採用候補者名簿の失効について</p> <p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告の論点について</p>
<p>第2139回 (30.9.14)</p>	<p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
<p>第2140回 (30.9.25)</p>	<p>議案</p> <p>1 平成30年（審）第1号審査請求事案に係る釈明書の提出について</p> <p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 平成30年（審）第1号審査請求事案に係る争点整理（案）について</p>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2141回 (30.9.28)	<p>議案</p> <p>1 人事委員会事務局人事評価実施要綱の一部改正について ○ 知事部局の人事評価実施要綱に準じた様式等の変更</p> <p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
第2142回 (30.10.4)	<p>協議</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>1 平成30年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験第1次合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度山形県警察官B採用試験第1次合格者の決定について</p>
第2143回 (30.10.11)	<p>議案</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
第2144回 (30.10.31)	<p>議案</p> <p>1 平成30年（審）第1号審査請求事案に係る書証の採否について</p> <p>報告</p> <p>1 平成30年（審）第1号審査請求事案に係る釈明書について</p>
第2145回 (30.11.16)	<p>議案</p> <p>1 平成30年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験最終合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 平成29年度山形県職員採用試験（短大卒業程度・高校卒業程度）及び山形県市町村立学校事務職員採用試験採用候補者名簿の失効について</p> <p>報告</p> <p>1 平成30年都道府県人事委員会勧告の概要について</p> <p>2 山形県職員採用試験（障がい者枠）の実施について</p>
第2146回 (30.11.29)	<p>議案</p> <p>1 平成30年度山形県警察官B採用試験最終合格者の決定について</p> <p>2 平成30年度山形県警察官B採用試験採用候補者名簿の確定について</p> <p>3 平成29年度山形県警察官B採用試験採用候補者名簿の失効について</p>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2147回 (30.12.3)	議案 1 意見の聴取について ○ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定 ・ 平成30年人事委員会勧告に基づく改定 2 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)第3条の6第4項に規定する「人事委員会が認めるもの」について ○ 警察職員の災害応急作業等手当支給の協議(著しく危険な区域として北海道胆振東部地震による土砂災害発生地域を追加) 3 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る争点整理表の作成及び送付について 4 事務局職員の懲戒処分の基準について ○ 懲戒処分について知事部局基準に準じることを決定 5 事務局職員の人事について
第2148回 (30.12.25)	議案 1 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則の制定について ○ 平成30年人事委員会勧告に基づく給与条例改正に伴う見直し 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定による職員の採用について 3 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る書証の採否について 4 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る釈明書の提出について 5 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る書証の提出命令について 協議 1 平成30年(審)第1号審査請求事案の検討について
第2149回 (31.1.22)	議案 1 事故・事件の発生時における公表に関するガイドラインについて ○ 事故・事件の公表にについて知事部局ガイドラインに準じることを決定 2 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る書証の採否について 3 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る審理の終了について 協議 1 平成30年(審)第1号審査請求事案の検討について

開催年月日	議案及び協議事項等
	<p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る釈明書について 2 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る書証について 3 「懲戒処分の基準」の一部改正について
<p>第2150回 (31.2.5)</p>	<p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年(審)第1号審査請求事案の検討について 2 平成31年度山形県職員採用試験実施計画(案)について <p>報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和34年(不)第1号の7及び昭和34年(不)第2号の1事案に係る審査請求の取下げについて
<p>第2151回 (31.2.18)</p>	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見の聴取について <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法及び地方自治法の一部改正(会計年度任用職員制度新設)に伴う条例の設定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定 ・ 職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する条例の設定 ・ 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定 ・ 山形県語学指導等に従事する外国人の給料及び旅費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定 ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例の設定 ・ 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 ・ 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例の設定 ○ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通捜査作業手当の支給対象業務の拡大 ○ 山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法の一部改正による引用条項の修正
<p>第2152回 (31.2.25)</p>	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 長井警察署長の職級の変更 2 採用選考について <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察職員に係る採用選考の請求 <p>協議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年(審)第1号審査請求事案の検討について

開催年月日	議案及び協議事項等
第2153回 (3 1 . 3 . 6)	<p>議案</p> <p>1 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部の組織改編に係る管理職手当支給区分の見直し <p>協議</p> <p>1 平成30年(審)第1号審査請求事案の検討について</p>
第2154回 (3 1 . 3 . 1 3)	<p>議案</p> <p>1 山形県人事委員会規則 6 - 5 (職員の自己啓発等休業に関する規則) の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法の一部改正による引用条項の修正 <p>2 山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続) 第51条の規定による人事委員会の承認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2級上位の職務の級への昇格決定等の申請事項に係る包括承認 <p>3 採用選考について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国職員等に係る採用選考の請求 <p>4 山形県人事委員会規則 4 - 2 (職員の採用試験に関する規則) の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村立学校栄養職員を採用試験の種類から削除 <p>5 山形県人事委員会規則 4 - 4 (外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則) の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法の一部改正による引用条項の修正 <p>6 山形県人事委員会規則 4 - 5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則) の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣先公益的法人等の追加等 (公益社団法人日本カヌー連盟) <p>7 勤務延長の期限の延長の承認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども医療療育センター所長 (医師) に係る勤務延長 (2回目) <p>8 事務局職員の人事異動について</p> <p>協議</p> <p>1 平成30年(審)第1号審査請求事案の検討について</p> <p>報告</p> <p>1 平成30年(審)第1号審査請求事案に係る審査請求書記載事項変更届について</p>
第2155回 (3 1 . 3 . 1 9)	<p>協議</p> <p>1 平成30年(審)第1号審査請求事案の検討について</p>

開催年月日	議案及び協議事項等
第2156回 (31.3.25)	<p>議案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年(審)第1号審査請求事案の裁決及び当事者への裁決書の正本の送付について 2 山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外勤務命令の上限等の新設 3 「山形県人事委員会規則6-1(職員の勤務時間に関する条例の施行手続)の運用について」の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外勤務命令の上限等の新設 4 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 時間外勤務命令の上限等に関する措置 5 「特別休暇の運用について」の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア休暇の活動対象施設の名称の変更(児童心理治療施設) 6 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則の制定について <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度組織改編等に伴う見直し 7 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)関係通知の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度組織改編等に伴う見直し 8 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第8条第4項の規定における協議について <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度組織改編等に伴う見直し 9 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)別表第10の規定における協議について <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度組織改編等に伴う見直し 10 職務の級の特例について <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員から本県職員に割愛採用される者に係る職務の級の特例承認 11 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度組織改編等に伴う見直し 12 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年度組織改編に伴う管理職員等の範囲の見直し 13 昭和37年7月県人事委員会告示第3号(各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任)の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師及び歯科医師の職の一部の選考の実施を任命権者へ委任 14 山形県職員安全衛生管理規程の一部改正について <ul style="list-style-type: none"> ○ 庄内地域の公所を担当する嘱託産業医の設置等に伴う見直し

3 条例に対する意見

意見提出 年月日	議案番号	条 例	意見の内容
30. 6. 19	平成30年6月定例会 議第99号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
30. 12. 4	平成30年12月定例会 議第167号	山形県職員等の給与に関する条例等の一部 を改正する条例の設定について	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第43号	山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の設定について	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第45号	職員の懲戒に関する条例等の一部を改正する 条例の設定について	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第46号	山形県職員等に対する退職手当支給条例の 一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第48号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第49号	山形県語学指導等に従事する外国人の給料 及び旅費の支給に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第50号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される 職員等の処遇等に関する条例等の一部を改 正する条例の設定について	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第52号	山形県職員等の自己啓発等休業に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第89号	山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	適当なものと認める
31. 2. 19	平成31年2月定例会 議第90号	市町村立学校職員給与負担法に規定する学 校職員の分限に関する条例等の一部を改正 する条例の設定について	適当なものと認める

4 人事委員会規則の設定、改正及び廃止

公布年月日	規則番号	内 容	施行年月日
30. 6. 5	14-4	委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	30. 6. 5
30.12.25	5-1	山形県職員等の給与に関する条例の改正に伴う規定の改正	30.12.25 (一部31.4.1)
31. 3.15	4-1	警察本部における職の新設等に伴う規定の改正	31. 3.15
31. 3.15	4-4	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の改正に伴う規定の改正	32. 4. 1
31. 3.15	4-5	職員等の派遣対象となる公益的法人等の追加に伴う規定の改正	31. 4. 1 (一部32.4.1)
31. 3.15	5-1	管理職手当の支給区分の見直しに伴う規定の改正	31. 3.15
31. 3.15	6-5	学校教育法の改正に伴う職員の自己啓発等休業に関する規定の改正	31. 4. 1
31. 3.26	6-1	時間外勤務命令の上限等に関する措置に伴う規定の改正	31. 4. 1
31. 4. 1	4-2	職員の採用試験の種類の一部削除等に伴う規定の改正	31. 4. 1
31. 4. 1	4-1	平成31年度組織改編に伴う規定の改正	31. 4. 1
31. 4. 1	5-1	平成31年度組織改編に伴う規定の改正	31. 4. 1
31. 4. 1	14-3	平成31年度組織改編等に伴う県職員に係る管理職員等の範囲を定める規定の改正	31. 4. 1

5 人事委員会規則運用通知の制定、改正及び廃止

(1) 給与関係

○規則5-1関係通知の一部改正

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
30. 7. 19	山人委第76号	単身赴任手当の支給要件に係る改正、その他規定の整備	30. 8. 1
31. 4. 1	山人委第4号	時間外勤務手当に係る規則の改正に伴う規定の整備、その他規定の整備	31. 4. 1

○その他

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
30. 4. 1	山人委第9号	管理職手当の支給割合の特例を受ける校長及び教頭の指定	30. 4. 1
30. 6. 1	山人委第44号	期末・勤勉手当の職務段階別加算措置の特例を受ける校長及び副校長の指定	30. 4. 1
31. 3. 13	山人委第254号	規則5-1第51条の規定による人事委員会の承認について	31. 3. 13
31. 3. 13	山人委第255号	規則5-1第16条第1項第1号の規定等による人事委員会の承認について	31. 3. 13
31. 3. 13	山人委第256号	規則4-5第4条に規定する「人事委員会の定めるものについて」における事務局長の承認について	31. 3. 13

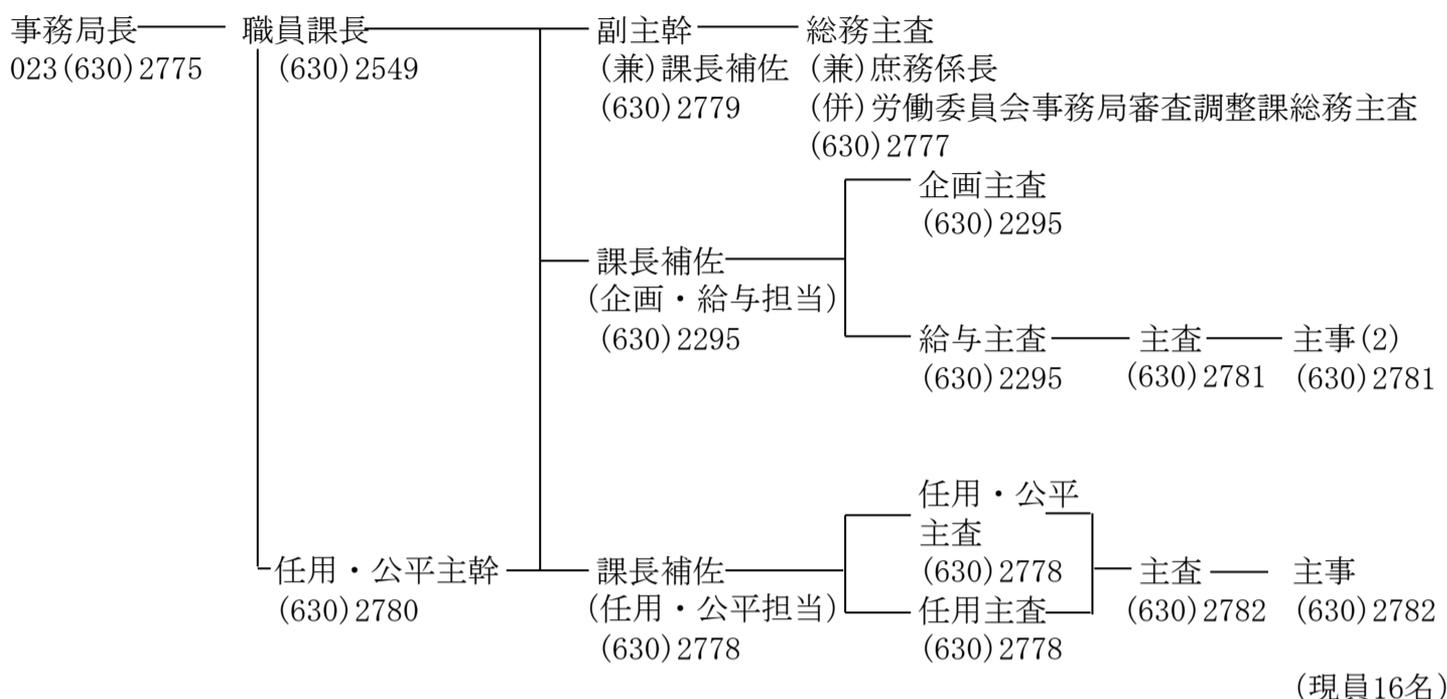
(2) 企画関係

通知年月日	文書番号	内 容	適用年月日
31. 3. 26	山人委第275号	規則6-1の運用に係る通知の改正（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限関係）	31. 4. 1
31. 3. 26	山人委第277号	特別休暇の運用に係る通知の改正（児童福祉法の改正によるボランティア休暇の活動施設の名称変更）	31. 3. 26

II 事務局、各業務の状況

1 事務局

(1) 組織及び職員数（平成31年4月1日現在）



(2) 事務分掌

区 分	分 掌 事 務
庶 務 係	人事委員会の会議に関すること 予算及び決算並びに物品の管理に関すること 事務局職員の人事評価、任免、分限、懲戒、服務、退職管理その他の人事に関すること 公印の管守、文書の收受、発送及び保存に関すること 局内の他の所管に属しないこと
企 画 担 当	議会事務に関すること 職員の勤務時間、休暇、服務等に関する制度に関すること 人事評価、退職管理その他公務員制度に関すること 高齢層職員の能力及び経験の活用に係る調査研究の総括に関すること 労働基準法等に基づく職権行使に関すること
給 与 担 当	職員の給与に関する制度に関すること 給与に関する報告、勧告、意見の申出に関すること 給与決定事務に関すること 給与の支払監理に関すること 旅費に関すること
任用・公平 担 当	職員の競争試験に関すること 職員の採用選考・昇任選考に関すること 再任用、派遣、任期付採用制度に関すること 職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分等の審査請求の審査に関すること 職員の苦情処理に関すること 職員団体に関すること

(4) 平成30年度予算の状況

ア 歳入予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
諸 収 入	受託事業収入	総務費受託事業収入	公平事務料 受託料	844	85	929
		雑 入		439	88	527
	雑 入	一般社会 保険料		276	80	356
		雑 入		16	0	16
		警察官採用共 同試験負担金		147	8	155
合 計				1,283	173	1,456

イ 歳出予算

(単位:千円)

款	項	目	節	当初予算額	補正予算額	予算額(最終)
総 務 費	人事委員会費	委 員 会 費		4,603	△ 50	4,553
			報 酬	4,267	0	4,267
			旅 費	326	△ 50	276
			交 際 費	10	0	10
		事 務 局 費		121,514	△ 2,600	118,914
			給 与	105,800	△ 1,067	104,733
			共 済 費	561	163	724
			賃 金	1,888	35	1,923
			報 償 費	127	△ 8	119
			旅 費	1,901	△ 127	1,774
			交 際 費	20	△ 8	12
			需 用 費	4,462	156	4,618
			役 務 費	901	100	1,001
			委 託 料	3,512	△ 1,715	1,797
			使用料及び 賃借料	318	△ 50	268
負担金補助 及び交付金	2,024	△ 79	1,945			
合 計				126,117	△ 2,650	123,467

2 給与関係業務

(1) 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成30年10月11日）

ア 報告

平成30年10月11日に議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

(7) 職員の給与等

本委員会は、「平成30年職員給与実態調査」を実施し、山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を調査した。調査対象となる職員の平成30年4月における給与等は次のとおりである。

① 職員の構成

職員数は14,627人であり、平成29年に比べ243人減少している。

職員の平均年齢は44.3歳で、平成29年に比べ0.3歳低くなっており、平均経験年数は22.2年で、平成29年に比べ0.2年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.6%、短大卒2.9%、高校卒16.5%、中学卒0.0%となっており、性別構成は男性61.4%、女性38.6%となっている。

② 職員の給与

全職員の平均給与月額393,433円となっており、平成30年の民間給与との比較対象である行政職給料表適用者の平均給与月額は377,223円となっている。

なお、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成30年3月県条例第5号。以下「特例条例」という。）により管理職手当が減額されて支給されており、減額措置後の行政職給料表適用者の平均給与月額は375,744円となっている。

扶養手当の受給職員は6,872人で全職員の47.0%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は9,814円（平均扶養親族数0.9人）である。

住居手当の受給職員は2,274人で全職員の15.5%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は3,893円である。

通勤手当の受給職員は12,635人で全職員の86.4%となっており、全職員1人当たりの平均手当額は7,505円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.0%、交通用具使用者が99.0%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員全体の98.7%に達している。

(4) 職員の給与と民間の給与との比較

① 月例給

公民の給与の比較は、単純な平均給与額によるのではなく、公民ともに個人々の主な給与決定要素である職種、職位、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させることにより行っている。

平成30年職員給与実態調査及び平成30年職種別民間給与実態調査の結果に

基づき、公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においてはこれに相当する職種の常勤の従業員について、職位、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の平成30年4月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、較差を算出した。その結果、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均358円（0.09%）下回っていた。

なお、特例条例による減額措置後では、県職員の給与が民間給与を1人当たり平均1,837円（0.49%）下回っている。

② 特別給

職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、過去1年間の支給実績を精確に把握し、その比較に基づいて改定の要否を検討することを基本としている。

平成30年職種別民間給与実態調査の結果、平成29年8月から平成30年7月までの1年間において民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、所定内給与月額額の4.36月分に相当しており、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給を0.06月分下回っていた。

(ウ) 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

平成29年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は101.0となっている。また、他の東北各県職員の指数は98.0から101.5となっている。

(イ) 消費者物価及び生計費

平成30年4月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、平成29年4月に比べ0.2%増加している。

本委員会が家計調査（総務省）を基礎に算定した平成30年4月における山形市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ158,400円、191,740円、225,080円となっている。

(オ) むすび

① 給与改定の必要性等

職員の給与決定の諸条件については、以上述べたとおりである。

平成30年の県職員の給与が民間給与を358円（0.09%）下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給について引上げ改定を行う必要がある。その場合、人事院が平成30年4月の官民の給与較差に基づき勧告した俸給表を基本として、本県の公民較差を踏まえた改定を行う必要がある。この改定は、平成30年4月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、平成30年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり改定を行う必要があると認める。

② 平成30年の給与の改定

a 給料表

給料表（教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(1)を除く。）については、人事院が平成30年8月に勧告した俸給表に準じ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じたうえで、本県の公民較差を考慮した水準に調整する必要がある。

具体的には、民間の初任給との給与比較を行っている行政職給料表について、勧告の内容、民間の初任給の状況を考慮し、現行の給料表から、初任給については1,500円、若年層については1,000円程度、その他については200円、管理職層については100円引き上げを基本とし、平均0.1%引き上げる必要がある。

行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

また、医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定を行う必要がある。

b 諸手当

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当については、人事院において、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、支給月額を上げる勧告を行った。本県においても、医師等の処遇を確保する観点から、人事院の勧告を踏まえた改定を行う必要がある。

宿日直手当については、人事院において、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、支給額の限度を上げる勧告を行った。本県においても、従来、国家公務員の取扱いに準じてきたことから、本県職員の宿日直勤務の状況を十分把握したうえで、見直しを行う必要がある。

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数については、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、0.05月分引き上げ、4.35月分とし、その引上げ分は勤勉手当に配分する必要がある。平成30年度分については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する必要がある。また、再任用職員等についても、一般職員等との均衡を考慮した改定を行う必要がある。このほか、

平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する必要がある。

なお、住居手当については、人事院において、公務員宿舎の削減等により受給者の増加が続いており、引き続き、住居手当の受給状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていくこととしている。このことから、本県としても、その動向に留意していく必要がある。

③ 働き方改革と勤務環境の整備

a 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

平成30年6月には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、労働基準法の三六協定で定める時間外労働の上限等が定められ、平成31年4月から施行されることとなった。人事院においては、この動きを踏まえ、これまで指針により年間の超過勤務の上限目安時間数を示してきたところを、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとした。

本県においても、労働基準法の改正を踏まえ、時間外勤務の上限規制について検討を行う必要がある。

任命権者においては、時間外勤務縮減のための取組みが行われ、増加傾向にあった時間外勤務は、近年、横ばいの状況となっているが、長時間の時間外勤務を行っている職員がなお相当数存在することから、引き続き、時間外勤務の縮減に向け、職場におけるマネジメントの徹底や業務の見直し等の取組みを推進する必要がある。

また、労働安全衛生法令の改正を踏まえ、職員への医師による面接指導及び職員の勤務時間の状況の把握について、適切に対応する必要がある。

年次有給休暇については、労働基準法の改正の趣旨を踏まえ、引き続き、取得しやすい環境づくりに努めていく必要がある。

なお、文部科学省では、教職員の長時間勤務の改善が喫緊の課題となっていることから、平成29年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」をとりまとめ、教育委員会に対し、学校におけるこれまでの働き方を見直す取組みを促している。

本県教育委員会においては、平成30年4月に「学校における働き方改革の取組み手引」を策定し、県立学校及び市町村教育委員会に配付するなど、教職員の多忙化の解消に向けた取組みを進めているところであるが、引き続き、業務の役割分担・適正化、勤務時間管理の徹底等の取組みを一層推

進する必要がある。

b 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。

本県では、任命権者において、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。

また、任命権者が策定した特定事業主行動計画において取得を推進している男性職員の育児休業については、同計画の目標値を達成するために、取組みの加速が必要な任命権者もあることから、より一層の取得促進を図るため、育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要である。

任命権者においては、育児や介護に係る支援制度の周知や職員の意識啓発に努めるなど、引き続き、職員が仕事と生活の両立ができるよう支援していく必要がある。

c 職員の健康づくりの推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職員の心身の健康管理が重要である。

特に、心の健康づくりについては、心の疾病により長期休暇等を取得する職員が、近年、増加傾向にあることから、心の健康づくりに対する取組みが重要である。

任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組みを、引き続き総合的に進めていく必要がある。

d 過労死等防止対策大綱に基づく取組みの実施

平成27年に過労死等防止対策推進法に基づき閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」は、平成30年7月に対策を充実するための見直しが行われたところである。

本委員会が職権を有する労働基準法別表第1第11号及び第12号並びに同別表に含まれない官公署の事業に従事する職員について、労働基準監督機関としての役割を十分果たすため、監督指導の徹底に努めていくこととする。

e 会計年度任用職員制度の導入

臨時・非常勤職員の適正な任用等を確保することを目的として改正された地方公務員法により創設された会計年度任用職員制度について、平成32年4月の施行に向けた準備を進める必要がある。

④ 人材の確保及び育成

少子化が進行する中で、近年は民間企業の採用意欲が高い傾向にあり、本県の職員採用を取り巻く環境は厳しい状況である。優れた人材の確保に向け、任命権者との連携を図りながら、より効果的な対策を検討・実施していく必要がある。

また、本県では、平成30年度の職員採用試験（大学卒業程度）において、最終合格者に占める女性の割合が4割を超え、過去最高となったところである。女性職員の活躍の場を拡大し、その能力を十分に発揮していくために、引き続き、女性職員の意識啓発の推進とともに、キャリア形成を十分考慮した人事管理に努めていく必要がある。

人事評価については、地方公務員法により、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで行われる人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。任命権者は、人事評価の実施に当たり、引き続き、制度の定着と信頼性を高める取組みを推進していく必要がある。

⑤ 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、平成30年8月に、60歳を超える職員の給与の抑制や多様な働き方を可能とする措置等を講じながら、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出を行ったところである。

本県としては、こうした状況を踏まえ、引き続き、再任用制度を適切に運用するとともに、国家公務員の定年の段階的な引上げに係る検討状況について留意していく必要がある。

⑥ 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々々の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、勧告どおり実施されるよう要請する。

イ 勧 告

職員の給与等に関する報告に基づき、職員の給与について勧告を行った。勧告の内容は次のとおりである。

(7) 給料表

現行の給料表を別記（省略）のとおり改定すること。

(イ) 諸手当

① 初任給調整手当

人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。

② 宿日直手当

人事院が国家公務員について勧告した内容（常直勤務に係るものを除く。）に準じて改定すること。

③ 期末手当及び勤勉手当

a 平成30年12月期の支給割合

- 職員（再任用職員を除く。）について、勤勉手当の支給割合を0.925月分とすること。

ただし、特定幹部職員（再任用職員を除く。）にあつては、勤勉手当の支給割合を1.125月分とすること。

- 再任用職員について、勤勉手当の支給割合を0.475月分とすること。

ただし、再任用職員である特定幹部職員にあつては、勤勉手当の支給割合を0.575月分とすること。

- 特定任期付職員及び任期付研究員について、期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

b 平成31年6月期以降の支給割合

- 職員（再任用職員を除く。）について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

ただし、特定幹部職員（再任用職員を除く。）にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.1月分とすること。

- 再任用職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分とすること。

ただし、再任用職員である特定幹部職員にあつては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.55月分とすること。

- 特定任期付職員及び任期付研究員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(ウ) 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、(イ)の③のbにつ

いては平成31年4月1日から実施すること。

ウ 勧告の取扱い

実施時期も含めて、勧告のと通りの給与改定が実施された。

(2) 承認及び協議

ア 基準承認等

同意年月日	任命権者	内 容
30. 12. 3	警察本部長	山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)第3条の6第4項に規定する「人事委員会が認めるもの」について
31. 3. 20	知 事	山形県職員日額旅費支給規程の一部改正について

イ 個別承認

(7) 規則5-1に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		そ の 他		合 計	
			件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
資 格 基 準	50条	局 長										
在 級 年 数	15条	局 長										
初 任 給	16条	局 長										
	22条	局 長					1	1			1	1
	23条	局 長	1	1							1	1
	24条	局 長										
	51条	委員会										
	計		1	1			1	1			2	2
昇 格	25条	局 長					2	12			2	12
	51条	委員会										
	計						2	12			2	12
降 格	29条	局 長										
給 料 表 の 異 動	30条	局 長										
	32条	局 長	1	12	2	27					3	39
	計		1	12	2	27					3	39
給 料 の 訂 正	49条	局 長										
死 亡 に よ る 特 別 昇 格 等	27条	委員会										
職 務 の 級 の 特 例 決 定 の 特 例	51条	委員会	1	1							1	1
そ の 他	51条	委員会										
合 計			3	14	2	27	3	13			8	54

(4) 規則4-5に基づく承認

種 別	規則条項		知 事		教 育		警 察		その他		合 計	
			件数	人数								
昇 格	4条	局 長										

ウ 各種協議

同意年月日	任命権者	内 容
31. 3. 25	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)第8条第4項の規定に基づく「人事委員会と協議して定めるもの」について
31. 3. 26	知 事	山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)別表第10の規定に基づく「人事委員会と協議して定めるもの」について

(3) 支払監理

区分	任命権者		
	知 事	教育委員会	警察本部長
公署数		8	2

3 任用関係業務

【平成 30 年度の採用試験に係る主な改善等の動き】

- ① 外国語能力を有する人材を確保するために、大卒程度の全ての試験区分で外国語資格加点制度を導入した。
- ② 情報通信技術が進歩したことにより、短大・高卒程度における受験申込方法を原則インターネットによる申込みとした。

(1) 県職員採用試験（大学卒業程度）

ア 実施概要

項 目	内 容
告 示	H30. 5. 11（金）
受験申込受付期間	インターネット：H30. 5. 11（金） ～ 5. 31（木）（午後 5 時 15 分までの受信有効）
試 験 区 分	行政、警察行政、福祉・心理、総合土木、建築、一般農業（農業）、 一般農業（畜産）、林業、水産、電気、機械、工業化学、少年補導専門官
受 験 資 格	(1) S54. 4. 2 から H9. 4. 1 までに生まれた者 (2) H9. 4. 2 以降に生まれた者で、次に掲げる者 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は H31. 3. 31 までに卒業見込みの者 ② 人事委員会が①に掲げる者と同等の資格があると認める者 (3) 「福祉・心理」については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号） 第 19 条に定める社会福祉主事の任用資格を有する者又は H31. 3. 31 までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	試験日 H30. 6. 24（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス 内 容 教養試験（多肢選択式 50 問 2 時間 30 分） 専門試験（多肢選択式 40 問 2 時間）
第 1 次 合 格 者 発 表	H30. 7. 4（水）

第 2 次 試 験	試験日 H30. 7. 14 (土)、7. 24 (火) ~28 (土)、 7. 30 (月) ~8. 3 (金) 場 所 山形県庁 内 容 総合試験 (論文記述式 1時間) 人物試験 (集団討論、個別面接、適性検査及び外国語資格調査) 身体測定 (少年補導専門官)
採用候補者名簿確定	H30. 8. 20 (月)
最 終 合 格 者 発 表	H30. 8. 20 (月)
旧 名 簿 失 効	H30. 8. 20 (月)

イ 専門試験の出題分野

試験区分	出題分野	出題形式
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	多 肢 選 択 式
警察行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学	
福祉・心理	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、社会調査、調査・研究法、統計学	
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物	
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
一般農業 (農業)	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学、家政学一般、農村計画	
一般農業 (畜産)	栽培学汎論、作物学、土壌肥料学、農業経済一般、食品科学、家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般	
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学	
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学	
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学	
機械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作	
工業化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学	
少年補導 専門官	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論、一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）	

ウ 試験結果

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
行政	365	282	100	45	6.3	37
警察行政	77	58	12	4	14.5	3
福祉・心理	21	17	10	5	3.4	5
総合土木	34	25	20	17	1.5	13
建築	7	4	3	1	4.0	1
一般農業(農業)	26	22	14	8	2.8	8
一般農業(畜産)	7	4	4	2	2.0	2
林業	19	14	12	7	2.0	6
水産	5	4	4	1	4.0	1
電気	11	7	6	4	1.8	4
機械	4	4	3	1	4.0	1
工業化学	17	11	4	1	11.0	1
少年補導専門官	20	19	9	3	6.3	3
計	613	471	201	99	4.8	85

※採用者数は、H31. 4. 1確定

エ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

年度 試験区分	26	27	28	29	30
行政	419	389	346	384	282
警察行政	26	36	35	72	58
福祉・心理	17	12	18	20	17
総合土木	22	27	17	33	25
建築	12	13	8	7	4
化学	26	20	13	14	
一般農業(農業)	40	38	44	26	22
一般農業(畜産)	10	8	8	8	4
林業	11	10	12	12	14
水産	6	10	6	8	4
電気	18	9	8	8	7
電子		8	11	3	
機械			5	3	4
金属		9			
工業化学				4	11
農芸化学		9			
工業デザイン		12		5	
高分子化学		10			
少年補導専門官			16	14	19
警察科学(化学)				9	
警察科学(文書)		10			
警察電気			1	4	
計	607	630	548	634	471

② 出身学校 (平成 30 年度)

(単位：人)

試験区分		学 歴		大 学			短 大 高 専	専 門 学 校	高 校	中 学	計
		区 分	受 験 者	合 格 者	国 立	公 立					
行 政	受 験 者	128	19	123			2	2	8		282
	合 格 者	35	1	9							45
警 察 行 政	受 験 者	20	1	33				2	2		58
	合 格 者	4									4
福 祉 ・ 心 理	受 験 者	6		11							17
	合 格 者	2		3							5
総 合 土 木	受 験 者	10		11					4		25
	合 格 者	8		6					3		17
建 築	受 験 者			4							4
	合 格 者			1							1
一 般 農 業 (農 業)	受 験 者	13	1	6			1		1		22
	合 格 者	8									8
一 般 農 業 (畜 産)	受 験 者	1		2				1			4
	合 格 者	1						1			2
林 業	受 験 者	9	2	2					1		14
	合 格 者	6	1								7
水 産	受 験 者	2		2							4
	合 格 者			1							1
電 気	受 験 者	5		2							7
	合 格 者	4									4
機 械	受 験 者	3		1							4
	合 格 者	1									1
工 業 化 学	受 験 者	9		2							11
	合 格 者	1									1
少 年 補 導 専 門 官	受 験 者	3	5	10					1		19
	合 格 者	1		2							3
計	受 験 者	209	28	209			3	5	17		471
	合 格 者	71	2	22				1	3		99

(2) 県職員採用試験（短大卒業程度）

ア 実施概要

項 目	内 容
告 示	H30. 8. 3（金）
受験申込受付期間	インターネット：H30. 8. 3（金） ～8.31（金）（午後5時15分までの受信有効）
試 験 区 分	保育士
受 験 資 格	H3. 4. 2からH11. 4. 1までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又はH31. 3.31までに当該資格を取得する見込みの者
第 1 次 試 験	日 時 H30. 9. 23（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間） 専門試験（多肢選択式 40問 2時間）
第1次合格者発表	H30. 10. 4（木）
第 2 次 試 験	日 時 H30. 10. 14（日）、10. 23（火） 場 所 山形県庁 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）
採用候補者名簿確定	H30. 11. 16（金）
最終合格者発表	H30. 11. 16（金）
旧 名 簿 失 効	H30. 11. 16（金）

イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
保育士	14	9	6	3	3.0	3
計	14	9	6	3	3.0	3

※採用者数は、H31. 4. 1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分	26	27	28	29	30
栄養士	11				
保育士	13	10	16		9
学校司書				55	
小計	24	10	16	55	9
市町村立学校栄養職員					
計	24	10	16	55	9

② 出身学校（平成30年度）

(単位：人)

試験区分	学歴	大 学			短大 高専	専門 学校	高 校	計
		国 立	公 立	私 立				
保育士	受験者	1		2	6			9
	合格者			2	1			3
計	受験者	1		2	6			9
	合格者			2	1			3

(3) 県職員採用試験（高校卒業程度）、市町村立学校事務職員採用試験

ア 実施概要

項目	内容
告示	H30. 8. 3 (金)
受験申込受付期間	インターネット：H30. 8. 3 (金) ～8.31 (金) (午後5時15分までの受信有効)
試験区分	(高校卒業程度) 行政、警察行政、総合土木 (市町村立学校事務職員) 小・中学校事務Ⅰ、小・中学校事務Ⅱ
受験資格	<高校卒業程度及び市町村立学校事務職員採用試験のうち小・中学校事務Ⅰ> H9. 4. 2からH13. 4. 1までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者又はH31. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。 <市町村立学校事務職員採用試験のうち小・中学校事務Ⅱ> S54. 4. 2からH9. 4. 1までに生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者又はH31. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第1次試験	日時 H30. 9. 23 (日) 場所 山形大学小白川キャンパス、庄内総合支庁 内容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間) 専門試験(多肢選択式 40問 2時間、総合土木のみ)
第1次合格者発表	H30. 10. 4 (木)
第2次試験	日時 H30. 10. 14 (日)、10. 22 (月)～25 (木) 場所 山形県庁 内容 作文試験(1時間)、人物試験(個別面接及び適性検査)
採用候補者名簿確定	H30. 11. 16 (金)
最終合格者発表	H30. 11. 16 (金)
旧名簿失効	H30. 11. 16 (金)

イ 試験結果

(単位：人、倍)

試験区分		区 分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍 率 (a/b)	採用者数
					1 次	最終 (b)		
高校卒業程度		行 政	123	110	27	18	6.1	17
		警 察 行 政	79	71	12	5	14.2	5
		総 合 土 木	11	10	9	7	1.4	5
		計	213	191	48	30	6.4	27
市町村立学校事務職員		小・中学校事務Ⅰ	82	76	30	12	6.3	8
		小・中学校事務Ⅱ	82	70	23	8	8.8	7
		計	164	146	53	20	7.3	15

※採用者数は、H31. 4. 1 確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

試験区分		年 度	26	27	28	29	30
高校卒業程度		行 政	128	109	105	115	110
		警 察 行 政	51	39	23	65	71
		総 合 土 木	14	8	12	16	10
		計	193	156	140	196	191

市町村立学校事務職員	市町村立学校事務	29	43	110	-	-
	小・中学校事務Ⅰ	-	-	-	110	76
	小・中学校事務Ⅱ	-	-	-	77	70
	計	29	43	110	187	146

② 出身学校（平成 30 年度）

（単位：人）

試験 区分	区分	学歴	短 高	大 専	専 門 学 校	高 校		中 学	計	
						公 立	私 立			
高 校 卒 業 程 度	行 政	受験者	7		33	60	10		110	
		合格者			9	8	1		18	
	警 察 行 政	受験者	4		18	41	8		71	
		合格者	1		2	2			5	
	総 合 土 木	受験者	2			8			10	
		合格者	1			6			7	
	計	受験者	13		51	109	18		191	
		合格者	2		11	16	1		30	
	市町村立学校事務職員	小・中学校 事務Ⅰ	受験者	14		21	36	5		76
			合格者	2		3	6	1		12
小・中学校 事務Ⅱ		受験者	22		19	25	4		70	
		合格者	2		5	1			8	
計		受験者	36		40	61	9		146	
		合格者	4		8	7	1		20	

(4) 警察官採用試験

ア 実施概要

① 警察官A (男性)

項 目	内 容
告 示	H30. 4. 24 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：H30. 4. 24 (火) ～ 6. 18 (月) (消印有効) インターネット：H30. 4. 24 (火) ～ 6. 18 (月) (午後5時15分までの受信有効)
受 験 資 格	S58. 4. 2からH13. 4. 1までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者又はH31. 3. 31までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 H30. 7. 8 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、身体測定1、体力検査1
第1次合格者発表	H30. 7. 19 (木)
第 2 次 試 験	日 時 H30. 8. 5(日)、8. 17(金)、8. 22(水)～24(金) 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験(1時間)、人物試験(集団討論、個別面接及び適性検査)、身体測定2、体力検査2
採用候補者名簿確定	H30. 9. 10 (月)
最終合格者発表	H30. 9. 10 (月)
旧 名 簿 失 効	H30. 9. 10 (月)

② 警察官A (女性)

項 目	内 容
告 示	H30. 4. 24 (火)
受験申込受付期間	郵送・持参：H30. 4. 24 (火) ～ 6. 18 (月) (消印有効) インターネット：H30. 4. 24 (火) ～ 6. 18 (月) (午後5時15分までの受信有効)
受 験 資 格	S58. 4. 2からH13. 4. 1までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。)を卒業した者又はH31. 3. 31までに卒業見込みの者に限る。
第 1 次 試 験	日 時 H30. 7. 8 (日) 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験(多肢選択式 50問 2時間)、身体測定1、体力検査1
第1次合格者発表	H30. 7. 19 (木)
第 2 次 試 験	日 時 H30. 8. 5(日)、22(水)～24(金) 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験(1時間)、人物試験(集団討論、個別面接及び適性検査)、身体測定2、体力検査2
採用候補者名簿確定	H30. 9. 10 (月)
最終合格者発表	H30. 9. 10 (月)
旧 名 簿 失 効	H30. 9. 10 (月)

③ 警察官A（武道指導）

項 目	内 容
告 示	H30. 4. 24（火）
受験申込受付期間	郵送・持参：H30. 4. 24（火）～6.18（月）（消印有効） インターネット：H30. 4. 24（火） ～6.18（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S58. 4. 2からH13. 4. 1までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はH31. 3. 31までに卒業見込みの者で、かつ、次の要件をすべて満たす者に限る。 <武道指導・柔道> ・柔道の段位が3段以上の者又はH31. 3. 31までに3段を取得する見込みの者 ・全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会に出場又は所定の成績を収めた者 <武道指導・剣道> ・剣道の段位が3段以上の者又はH31. 3. 31までに3段を取得する見込みの者 ・全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会に出場又は所定の成績を収めた者
第 1 次 試 験	日 時 H30. 7. 8（日） 場 所 山形大学小白川キャンパス、鶴岡警察署、酒田警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、身体測定1、体力検査1
第1次合格者発表	第1次試験受験者なしのため、合格者発表なし。
第2次試験	第1次試験受験者なしのため、実施せず。
採用候補者名簿確定	—
最終合格者発表	—
旧 名 簿 失 効	—

④ 警察官B（男性）

項 目	内 容
告 示	H30. 7. 13（金）
受験申込受付期間	郵送・持参：H30. 7. 13（金）～8.27（月）（消印有効） インターネット：H30. 7. 13（金） ～8.27（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S58. 4. 2からH13. 4. 1までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はH31. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 H30. 9. 16（日） 場 所 山形県総合研修センター、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、身体測定1、体力検査1
第1次合格者発表	H30. 10. 4（木）
第 2 次 試 験	日 時 H30. 10. 21（日）、11. 13（火）～15（木） 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定2、体力検査2
採用候補者名簿確定	H30. 11. 29（木）
最終合格者発表	H30. 11. 29（木）
旧 名 簿 失 効	H30. 11. 29（木）

⑤ 警察官B（女性）

項 目	内 容
告 示	H30. 7. 13（金）
受験申込受付期間	郵送・持参：H30. 7. 13（金）～8.27（月）（消印有効） インターネット：H30. 7. 13（金） ～8.27（月）（午後5時15分までの受信有効）
受 験 資 格	S58. 4. 2からH13. 4. 1までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除き、人事委員会が同等と認める者を含む。）を卒業した者又はH31. 3. 31までに卒業見込みの者を除く。
第 1 次 試 験	日 時 H30. 9. 16（日） 場 所 山形県総合研修センター、鶴岡・酒田・新庄・南陽の各警察署 内 容 教養試験（多肢選択式 50問 2時間）、身体測定1、体力検査1
第1次合格者発表	H30. 10. 4（木）
第 2 次 試 験	日 時 H30. 10. 21（日）、11. 13（火）～15（木） 場 所 山形県警察学校、山形県庁 内 容 作文試験（1時間）、人物試験（個別面接及び適性検査）、身体測定2、体力検査2
採用候補者名簿確定	H30. 11. 29（木）
最終合格者発表	H30. 11. 29（木）
旧 名 簿 失 効	H30. 11. 29（木）

イ 試験結果

(単位：人、倍)

区分 試験区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
			1次	最終(b)		
警察官A(男性)	327	217	151	44	4.9	28
警察官A(女性)	87	50	37	11	4.5	7
警察官A(武闘指導・柔道)	0	-	-	-	-	-
警察官A(武闘指導・剣道)	0	-	-	-	-	-
警察官B(男性)	253	193	85	27	7.1	23
警察官B(女性)	65	54	21	6	9.0	6
計	732	514	294	88	5.8	64

※採用者数は、H31. 4. 1確定

ウ 受験者の状況

① 受験者数の推移

(単位：人)

年度 試験区分	26	27	28	29	30
警察官A(男性)	305	272	328	255	217
警察官A(女性)	67	64	99	73	50
警察官A(武闘指導・柔道)	2	1	1	0	0
警察官A(武闘指導・剣道)	1	1	1	1	0
警察官B(男性)	252	216	233	242	193
警察官B(女性)	60	54	52	62	54
計	687	608	714	633	514

② 出身学校(平成30年度)

(単位：人)

区分 試験区分	学歴	大 学		短大 高専	専門 学校	高校 学	計
		国公立	私立				
警察官A(男性)	受験者	61	156	-	-	-	217
	合格者	14	30	-	-	-	44
警察官A(女性)	受験者	17	33	-	-	-	50
	合格者	8	3	-	-	-	11
警察官A(武闘指導・柔道)	受験者	-	-	-	-	-	-
	合格者	-	-	-	-	-	-
警察官A(武闘指導・剣道)	受験者	-	-	-	-	-	-
	合格者	-	-	-	-	-	-
警察官B(男性)	受験者	-	-	6	51	136	193
	合格者	-	-	0	7	20	27
警察官B(女性)	受験者	-	-	3	7	44	54
	合格者	-	-	0	2	4	6
計	受験者	78	189	9	58	180	514
	合格者	22	33	0	9	24	88

(5) 採用選考（任命権者に委任しているものを除く）

ア 採用選考（H30.4.1～H31.3.31 承認ベース）

(単位：人)

根拠規定	職位職名	任命権者					計		
		知事	議会	教育委員会	警察本部	病院事業局			
8条1号 (係長級以上の職)	職務分類表1 (職務分類表2及び3以外の職)	部長級	1					1	
		次長級	2		1			3	
		課長級	3		13			16	
		課長補佐級			2	1		3	
		主査級	2		5			7	
		係長級	2					2	
	職務分類表2 (警察官)	参事官級							
		課長級							
		課次長級							
		課長補佐級				2		2	
		係長級				1		1	
	小計		10		21	4		35	
	8条2号 (国、他県からの割愛)	職務分類表1 (職務分類表2及び3以外の職)	部長級						
			次長級						
課長級						1		1	
課長補佐級									
主査級									
係長級									
		主事級	4					4	
職務分類表2 (警察官)		部長級							
		参事官級				1		1	
		課長級				2		2	
		課次長級				2		2	
		課長補佐級				3		3	
		係長級				3		3	
		係員				8		8	
小計		4			20		24		
8条4号 (別表により選考採用する職)	医師	1				71	72		
	獣医師	4					4		
	薬剤師	3				5	8		
	管理栄養士					1	1		
	保健師	2					2		
	助産師					7	7		
	社会福祉士					2	2		
	理学療法士					1	1		
	言語聴覚士	1					1		
	臨床検査技師					3	3		
	臨床工学技士					2	2		
診療放射線技師					2	2			

	看護師	2				31	33
	小計	13				125	138
8条7号 (試験によることが不適当と人事委員会が認める職)	障がい者をもって補充しようとする職(行政)	13					13
	産業技術短期大学校指導員	1					1
	診療情報管理士					1	1
	小計	14				1	15
合計		41		21	24	126	212

イ 選考試験(公募によるもの)

(単位:人、倍)

試験区分	区分	申込者数	受験者数 (a)	合格者数		倍率 (a/b)	採用者数
				1次	最終(b)		
獣医師		8	7	7	6	1.2	4
薬剤師		7	6	6	6	1.0	4
薬剤師(再募集)		1	1		1	1.0	1
保健師		11	7	7	4	1.8	3
社会福祉士		26	20	8	4	5.0	3
助産師		4	4	4	4	1.0	4
産業技術短期大学校指導員		5	5		2	2.5	1
臨床検査技師		10	9	5	2	4.5	2
診療放射線技師		14	13	10	5	2.6	5
理学療法士		12	12	5	2	6.0	2
言語聴覚士		2	2		1	2.0	1
臨床工学技士		10	9	7	3	3.0	3
看護師		45	44		32	1.4	19
診療情報管理士		8	7	5	0	-	-
身体障がい者(行政)		7	7	4	2	3.5	2
障がい者(行政)		115	103	24	12	8.6	11
計		285	256	92	86	3.0	65

※採用者数は、H31.4.1現在

なお、薬剤師(再募集)及び言語聴覚士並びに看護師は、1次試験と2次試験に分けず、一括して実施

4 審査関係業務

(1) 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、これを審査し、判定を行う。その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告を行う。

平成30年度には措置要求はなかった。現在、人事委員会に係属中の事案はない。

(2) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、同法第49条の3から第51条までの規定に基づき、これを審査し、審査請求に理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行う。また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行う。

平成30年度における審査請求事案の処理状況

事案名	処分内容	処分事由	審理方式	処理結果 (年月日)	備考
昭和34年(不) 第1号の7事案	懲戒減給 10分の1、 5箇月	争議行為	公開 口頭審理	取下げ H31.1.30	当初22名から不服申立 ^(注) うち、21名は昭和41年12 月までに取下げ 平成29年2月5日に申立 人が死亡、同3月24日付 けで相続人の一人が申立 人の地位を承継する旨届 出
昭和34年(不) 第2号の1事案	懲戒免職	争議行為	公開 口頭審理	取下げ H31.1.30	当初72名から不服申立 ^(注) うち、71名は昭和41年12 月までに取下げ 平成29年2月5日に申立 人が死亡、同3月24日付 けで相続人の一人が申立 人の地位を承継する旨届 出
平成30年(審) 第1号事案	懲戒減給 10分の1、 2箇月 分限降任	懲戒処分: 個人情報漏え い 分限処分: 勤務実績不良、 適格性欠如	書面審理	処分承認 H31.3.25	

注) 昭和34年の2事案は、平成26年改正前の地方公務員法に基づき、不利益処分に対する「審査請求」ではなく「不服申立て」として整理している。

(3) 職員の苦情相談制度

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談があった場合に、相談者に対して制度の説明や助言等を行うほか、必要に応じて、関係当事者に対して指導、あっせん等の措置を行う。

平成30年度における苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

区分	昇任等	辞職等	給与	休暇勤務時間	服務等	健康安全等	いじめ等	セクハラ	公平審査	その他	計
県分	1		1	1			1			1	5
委託団体分		1	1						1		3

5 監理関係業務

(1) 管理職員等の範囲改正

組織の改編等により、次のような改正を行った。

① 県関係

○ 平成31年4月1日改正（平成31年4月組織改編関係）

ア 追加指定した職

機 関		職	
知事部局	本 庁	企画振興部	調整監
		防災くらし安心部	危機管理広報監
		総務部秘書課	秘書専門員
		総務部人事課	障がい者雇用推進主査
人事委員会事務局		職員課 任用主査	

イ 削除した職

機 関		職	
知事部局	本 庁		局長（会計局長を除く。）
		総務部	改革推進監
		総務部秘書課	課長補佐（秘書担当）
		子育て推進部	女性活躍推進監
		農林水産部	森林ノミクス推進監

② 委託団体関係

○ 令和元年6月4日改正（平成31年4月組織改編関係）

ア 追加指定した職

団体名	機 関		職
山形市	市長部局		保健医療次監
			総括主幹（総務課）
			総括主幹（行政経営課）
			課長補佐（秘書課）
			課長補佐（行政経営課）
		行政組織係長	
	東京事務所	所長	
	教育委員会事務局		課長補佐（管理課）
鶴岡市	市長部局		調整監
	教育委員会事務局	学校給食センター	主幹
	農業委員会事務局		主幹

酒田市	市長部局		課長補佐（人事課） 人事主査（人事課におくもので 職員の人事に関する事務を担当 するものに限る。）
	教育委員会事務局		教育次長
小国町	町長部局	病院	医療技術部長
北村山公立病院組合	管理者部局		薬剤部長

イ 削除した職

団体名	機 関		職
山形市	市長部局		総括主幹（行革推進課）
			課長補佐（行革推進課）
			機構改革係長
			中核市推進係長
酒田市	市長部局	保健センター	所長
		松山診療所	既指定職のすべて
		市立八幡病院	既指定職のすべて
	教育委員会事務局		教育部長
高畠町	教育委員会事務局		教育次長

(2) 職員団体の登録

① 平成31年3月末現在登録されている団体数〔（ ）内は法人格を有するもの〕

県 関 係	8 (4)
委 託 団 体 関 係	3 6 (1 1)
市 町 村	3 4 (1 0)
一 部 事 務 組 合	2 (1)

② 変更登録状況（平成30年度）

区 分	変更登録 組 合 数	登 録 事 項 別 件 数				
		名 称	所在地	規 約	役 員	計
県 関 係	4				5	5
委 託 団 体 関 係	2 4				2 5	2 5
計	2 8				3 0	3 0

登録職員団体一覧表

登録番号	職員団体名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)		主たる事務所の所在地	役員任期
県 2	山形県高等学校障がい児学校 教職員組合	S41.10.8	単位	有	S47.7.10	山形市木ノ実町12番37号	4/1～3/31
〃 3	自治労山形県職員労働組合	〃	〃	〃	S50.7.23	山形市松波二丁目8番1号	1年(大会～大会)(7/1～6/30)
〃 4	山形県教職員組合	〃	〃	〃	S44.7.25	山形市木ノ実町12番37号	2年(会計監査委員1年)(4/1～翌々年3/31)
〃 5	米沢市教職員組合	H3.8.6	〃	無		米沢市門東町2-3-27(教育と文化の会館内)	執行委員長・書記長2年、他の役員1年
〃 6	東置賜教職員組合	〃	〃	〃		南陽市二色根45-2(労働福祉会館内)	2年(4/1～翌々年3/31)
〃 7	北村山教職員組合	H4.11.26	〃	有	H16.1.23	村山市楯岡大沢川5-4(北村山教育会館内)	2年(4/1～翌々年3/31)
〃 8	全山形教職員組合	H5.1.19	連合	無		山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	1年(定期大会～次期定期大会)
〃 9	山形県高校教職員組合	H21.1.15	単位	〃		山形市薬師町2-6-15 新発見ビル2F	4/1～3/31
市 1	大石田町職員労働組合	S41.10.8	〃	〃		大石田町大字大石田乙630番地	11月～10月
〃 2	寒河江市職員労働組合	〃	〃	〃		寒河江市中央一丁目9番45号	6/1～5/31
〃 3	庄内町職員労働組合	〃	〃	〃		庄内町余目字町132番地の1	7/1～6/末
〃 4	新庄市職員労働組合	〃	〃	〃		新庄市沖の町10番37号	大会～次期大会
〃 6	戸沢村職員労働組合	〃	〃	〃		戸沢村大字古口270番地	6/1～5/31
〃 7	山辺町職員労働組合	〃	〃	〃		山辺町大字山辺30番地	大会～次期大会
〃 8	天童市職員労働組合	〃	〃	〃		天童市老野森一丁目1番地の1	大会～次期大会
〃 13	西川町職員労働組合	〃	〃	〃		西川町大字海味510番地	12/1～11/30
〃 14	三川町職員労働組合	〃	〃	〃		三川町大字横山字西田85番地	5/1～4/30
〃 15	上山市職員労働組合	〃	〃	〃		上山市河崎一丁目1番10号	1年(大会～大会)
〃 16	高島町職員労働組合	〃	〃	有	S41.10.8	高島町大字高島436番地	1年(大会～大会)
〃 17	遊佐町職員労働組合	〃	〃	〃	S41.10.8	遊佐町大字遊佐町舞鶴211番地	1年
〃 19	朝日町職員労働組合	〃	〃	無		朝日町大字宮宿1115番地	4/1～3/31
〃 20	山形市役所職員労働組合	〃	〃	有	S41.10.8	山形市旅籠町二丁目3番25号	1年
〃 21	村山市職員労働組合	〃	〃	〃	S41.10.8	村山市中央一丁目3番6号	10月～9月
〃 23	尾花沢市職員労働組合	〃	〃	〃	S55.7.19	尾花沢市若葉町一丁目1の3	1年(大会～大会)
〃 24	東根市職員労働組合	〃	〃	〃	S55.7.1	東根市中央一丁目1番1号	10/1～9/30
〃 25	河北町職員労働組合	〃	〃	〃	S57.9.1	河北町谷地戊81番地	10/1～9/30
〃 26	舟形町職員労働組合	〃	〃	〃	S53.12.7	舟形町舟形263番地	2年

登録 番号	職員団体名	登録年月日	単位・連合	法人格付与の有無 (申出受理年月日)		主たる事務所の所在地	役員任期
市29	中山町職員労働組合	S41.10.8	単位	無		中山町大字長崎120番地	大会～次期大会
〃30	長井市職員労働組合	〃	〃	有	S53.8.21	長井市ままの上5番1号	大会翌日～次期大会
〃31	鮭川村職員労働組合	S41.11.9	〃	〃	S54.1.25	鮭川村大字佐渡2003番地の7	1年(大会～大会)
〃32	川西町職員労働組合	S42.6.28	〃	無		川西町大字上小松1567番地	1年(総会～総会)
〃33	大江町職員労働組合	S42.8.1	〃	〃		大江町大字左沢882番地の1	6/1～5/31
〃36	南陽市職員組合	S43.4.5	〃	〃		南陽市三間通436番地の1	11/1～10/31
〃37	金山町職員労働組合	S44.7.25	〃	〃		金山町大字金山324番地の1	11/1～10/31
〃38	小国町職員労働組合	S45.4.10	〃	〃		小国町大字小国小坂町二丁目70番地	大会翌日～2年後の大会
〃42	真室川町職員労働組合	S50.3.24	〃	〃		真室川町大字新町127番の5	11/1～10/31
〃43	飯豊町職員労働組合	S54.11.20	〃	〃		飯豊町大字椿2888番地	2年
〃44	大蔵村職員労働組合	S60.6.25	〃	〃		大蔵村大字清水2528番地	1年
〃45	酒田市職員労働組合	S62.4.1	〃	〃		酒田市本町二丁目2番45号	1年
〃47	白鷹町職員労働組合	H8.10.11	〃	〃		白鷹町大字荒砥甲833番地	12/1～11/30
〃48	最上町職員労働組合	H10.3.11	〃	〃		最上町大字向町644番地	1/1～12/31
〃49	鶴岡市職員労働組合	H10.4.1	〃	〃		鶴岡市馬場町9番25号	11月定期大会～次期定期大会
組1	東根市外二市一町共立衛生 処理組合職員労働組合	S42.4.28	〃	有	H24.2.6	東根市大字野田字シタ	10/1～9/30
〃2	置賜広域行政事務組合 職員労働組合	S52.3.15	〃	無		書記長所在の事業所	7/1～1年間

(3) 労働基準監督機関としての職権行使

① 平成30年度号別区分表

(平成30年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署(※)	企業局本局、病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、職業能力開発専門学校、職業能力開発センター、農業総合研究センター、同試験場(4)、農林大学校、水産試験場、内水面水産試験場、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(4)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館(1)、博物館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(4)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消費生活センター、危機管理課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課及び建設部を除く。)(4)、同総務企画部(地域振興局に置かれるもの)(3)、村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(6)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育庁本庁、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

()内の数字は事業場数を示す。

② 平成31年度号別区分表

(平成31年4月1日現在)

監督機関	号別	業務内容	事業場名
労働基準監督署	1号	製造加工業	企業局事務所(5)
	3号	土木建設業	港湾事務所、総合支庁建設部(7(本庁舎4、地域振興局3))、同産業経済部農村整備課(7(本庁舎3、地域振興局3、独立庁舎1))、置賜総合支庁建設部小国分所
	4号	貨客運送業	山形空港事務所、庄内空港事務所
	13号	保健衛生業	[知事]食肉衛生検査所(2)、保健所(4)、福祉相談センター、庄内児童相談所、鶴岡乳児院、朝日学園、こども医療療育センター、同支所、最上学園、やまなみ学園、鳥海学園、精神保健福祉センター、 [病院]県立病院(4)、 [教育]特別支援学校寄宿舎(8)
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署(※)	企業局本局、 病院事業局本局
人事委員会	12号	教育研究調査の事業	[知事]職員育成センター、消防学校、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、同試験場(2)、高度技術研究開発センター、産業技術短期大学校、同庄内校、職業能力開発専門校、職業能力開発センター、農業総合研究センター、同試験場(4)、農林大学校、水産試験場、内水面水産試験場、森林研究研修センター、総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室(4)、 [教育]教育センター、図書館、青年の家、少年自然の家(4)、少年自然の家分館(1)、博物館、東桜学館中学校・高等学校、高等学校(41)、高等学校分校(4)、特別支援学校(寄宿舎を除く。)(12)、特別支援学校分校(6)、 [警察]警察学校
	官公署の事業	前各号に該当しない官公署	[知事]知事部局本庁、消費生活センター、消防救急課東根駐在、大阪事務所、名古屋事務所、病虫害防除所、同支所、総合支庁(本庁舎に置かれるもので、保健所、産業経済部農村整備課及び建設部を除く。)(4)、同総務企画部(地域振興局に置かれるもの)(3)、村山総合支庁保健福祉環境部生活福祉課、総合支庁産業経済部農業技術普及課(本庁舎に設置されるもの及び産地研究室を除く。)(6)、同部家畜保健衛生課(本庁舎に設置されるものを除く。)(3)、総合支庁建設部ダム管理課(3)、庄内総合支庁産業経済部水産振興課、東京事務所、 [教育]教育庁本庁、教育事務所(4)、 [警察]警察本部、機動捜査隊・交通機動隊・機動隊、機動捜査隊庄内方面隊、高速道路交通警察隊、高速道路交通警察隊鶴岡分駐隊、高速道路米沢分駐隊、交通機動隊庄内分駐隊、機動隊庄内分駐隊、運転免許課、警察署(14)、 [その他]議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

()内の数字は事業場数を示す。

(※) 企業局本局及び病院事業局本局は、地方公営企業法第39条第1項の規定により、地方公務員法第58条第5項が適用されないため、労働基準監督署が労働基準監督機関となる。

③ 特定機械等の設置状況（平成31年 3月31日現在）

区 分	知 事		教育委員会		警 察 本 部		計	
	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数	事業場数	基数
ボ イ ラ ー								
第一種圧力容器	3	3	4	5			7	8
計	3	3	4	5			7	8

※休止届がなされた特定機械等は含まない。

④ 業務実施状況

ア 許認可、検査、届出等処理件数

項 目		知 事	教育委員会	警察本部	計	備 考
時間外労働・休日労働の協定届		28	71	1	100	
非常災害時等による労働時間延長届						
宿直または日直勤務許可		1			1	
解雇予告除外認定						
ボイラー	設 置 届					
	落 成 検 査					
	性 能 検 査					
	取扱作業主任者選任報告					
	廃 止 届					
	休 止 届					
第一種圧力容器	設 置 届					
	落 成 検 査					
	性 能 検 査	3	5		8	
	廃 止 届					
	休 止 届					
	是 正 報 告					
機 械 等 設 置 届						
定期健康診断結果報告		1	1	1	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告		1	1	1	3	
電離放射線健康診断結果報告		1		1	2	
特定化学物質健康結果診断報告		1		1	2	
有機溶剤等健康診断結果報告		1		1	2	
有機業務(歯)健康診断結果報告		1			1	
衛生管理者選任報告		1	1	1	3	
産業医選任報告		1		1	2	

イ 性能検査の実施

ボイラー及び第一種圧力容器については、労働安全衛生法第41条第2項により、検査代行機関の公益社団法人ボイラー・クレーン安全協会の技術援助を受けて実施している。

ウ 事業場の号別決定

平成31年4月に新設された事業場、平成31年3月末に廃止となった事業場はなかった。

エ 事業場の個別監督調査

135の事業場に対して監督調査を実施し、問題点のあった事業所に対しては、是正するよう指導した。

部 局	号 別	調 査 事業所数	問題点を是正 するよう指導 した事業所数	内 容
知 事	12号	2 3	3	○ 時間外労働関係 (労基法第36条) ○ 衛生委員会関係 (安衛法第18条)
	官公署	1 6	0	
教育委員会	12号	7 3	2 5	○ 時間外労働関係 (労基法第36条) ○ 衛生委員会関係 (安衛法第18条)
	官公署	0	0	
警 察 本 部	12号	1	0	
	官公署	2 2	0	
計		1 3 5	2 8	

(4) 承認及び協議

同意年月日	協議者	内 容
H31. 3. 25	教育委員会	市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び 休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

6 公平委員会の事務委託関係業務

(1) 委託状況

委託状況 団体区分	29年度末の状況	30年度中における変動		30年度末の状況
		廃止	新規	
市	12 (米沢市を除く)	0	0	12 (米沢市を除く)
町 村	22 (全町村)	0	0	22 (全町村)
一部事務組合	15 (※1)	0	0	15 (※1)
広域連合	2 (※2)	0	0	2 (※2)
計	51	0	0	51

(※1) 事務委託一部事務組合名

団 体 名	団 体 名
山形県消防補償等組合	置賜広域行政事務組合
山形県自治会館管理組合	西村山広域行政事務組合
山形県市町村職員退職手当組合	北村山広域行政事務組合
東根市外二市一町共立衛生処理組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
北村山公立病院組合	山形広域環境事務組合
松川堰組合	西置賜行政組合
庄内広域行政組合	酒田地区広域行政組合
最上広域市町村圏事務組合	

(※2) 事務委託広域連合名

団 体 名	団 体 名
最上地区広域連合	山形県後期高齢者医療広域連合

(2) 委託事務処理に要した経費

事務処理経費総額：844,000円

なお、以下の算定方法により、各団体の負担額を算定し徴収した。

- ・ 団体負担額 1 団体あたり9,000円
- ・ 職員数加算額 職員数に応じた定額 (0 ～ 47,000円)
- ・ 職員団体加算額 職員団体 1 団体あたり1,000円